

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取縣公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たるときは、その翌日)

目次

◇告示
昭和四十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法第三十四条第一項の許可をするべき皆伐面積の限度

休憩区の設定

告示

鳥取県告示第七百十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和四十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十六年九月一日

鳥取県知事 石破二朗

水源かん養保安林												保安林の種類		
土砂流出防備保安												場所の単位とされる保安林の所在		
千害防備保安林												市 郡 名	町 村 名	
岩美	"	"	気高	鳥取	"	"	岩美	"	八頭	八頭	氣高	岩美	鳥取	用
岩美谷	青	鹿	氣	福	国	岩	郡	河	河原	河原	氣高	岩美	鳥取	用
長谷	谷	野	高	部	府	美	家	原	郡家	原郡	瀬	岡	岡瀬	智若
											瀬殿			
											赤波	水口	赤波	
											明見谷東平	喜才谷山	喜才谷山	
											池ノ内下平	明見谷東平	明見谷東平	
														五・三五・七二・八頭地区
四・二・六	六二・二四	一・一〇八	三三・〇七	〇・三〇	四・〇〇	八一・七〇	六・〇七	一・五八	八五八・九四	○・八二	○・四六	○・一九	○・四八船	三・三六智若
長谷	青	鹿	氣	福	国	岩	郡	河	鳥取地区	池ノ内下平	明見谷東平	喜才谷山	喜才谷山	頭桜
谷	谷	野	高	取	部	府	美	家	原					単位・区域名

土砂流出防備保安	水源かん養保安林	千害防備保安林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林
西伯	日野	米子	東伯	倉吉
岸会大中	溝口・江府	東大東	東関三東	鹿野
本見山山		伯栄郷	伯金朝郷	
		杉地	宮内	志津
		金屋	大谷	栗尾
		槐下	大原	

四 六	一 三	四 二	○ 六	四 二	五 八	五 九	六 八	一 五	八 二	一 〇	二	水	高	路									
岸	会	大	中	米	子	地	区	杉	金	楓	大	宮	大	栗	志	東	東	倉	吉	倉	吉	地	區
本	見	山	山	地	屋	下		谷	内	原	尾	津	伯	金	朝	閔	東	鄉	鄉	東	東	倉	吉

鳥取県告示第七百十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和四十六年九月一日

鳥取県知事
石
破

朗

名 称	区 域	期 間	面 積
飯盛山休憩区	気高郡青谷町楠根地内的一般県道 川上青谷停車場線と町道宮前線（宮前橋東詰）との交差点を基点とし、同基点から一般県道川上青谷停車場線を南方に進み、同県道と町道澄水線との交差点に至り、同点から町道澄水線を南東方に進み、林道大谷線の起点に至り、同点から同林道を南東方に進み、山道澄水俵原線に至り、同山道を南方に進み、青谷町と三朝町との境界に至り、同点から青谷町と三朝町との境界を西方に進み、三角点六百七十二米に至り、同峠を経て通称山道湯棚、冥加谷線との交差点に至り、同点から同山道を東方に進み、農道妙見谷線に至り、同農道を北東方に進み、勝部川左岸に至り、同点から勝部川左岸を北方に進み、宮前橋に至り同橋を渡り、基点に至る線に閉まれた一円の	昭和四十六年九月 一日から 三十一日まで	八二一 ヘクタール
地域	川上青谷停車場線と町道宮前線（宮前橋東詰）との交差点を基点とし、同基点から一般県道川上青谷停車場線を南方に進み、同県道と町道澄水線との交差点に至り、同点から町道澄水線を南東方に進み、林道大谷線の起点に至り、同点から同林道を南東方に進み、山道澄水俵原線に至り、同山道を南方に進み、青谷町と三朝町との境界に至り、同点から青谷町と三朝町との境界を西方に進み、三角点六百七十二米に至り、同峠を経て通称山道湯棚、冥加谷線との交差点に至り、同点から同山道を東方に進み、農道妙見谷線に至り、同農道を北東方に進み、勝部川左岸に至り、同点から勝部川左岸を北方に進み、宮前橋に至り同橋を渡り、基点に至る線に閉まれた一円の	昭和四十九年八月 三十日まで	八二一 ヘクタール

八頭郡河原町湯谷地内の一一般県道 柿小屋曳田線と町道湯谷線との交差点を基点とし、同基点から一般県道 柿小屋曳田線を西方に進み、河原町北村地内の林道落河内線との交差点に至り、同点から山道落河内安蔵越線を北西方に進み、鳥取市と河原町との境界に至り、同点から同境界を東方に進み、山道湯谷砂見越線との交差点に至り、同点から山道湯谷砂見越線を南方に進み、町道湯谷線に至り、同点から町道湯谷線を南方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	西郷休憩区	昭和四十六年九月 三十一日まで	九二二 ヘクタール
八頭郡佐治村余戸地内の主要地方 道湯原用瀬線と余戸から岡山県倉見 に通ずる山道八本越線との交差点を 基点とし、同基点から山道八本越線 を南方に進み、鳥取県と岡山県との 境界に至り、同点から鳥取県と岡山 県との境界を西方に進み、辰巳峠に 至り、同峠から主要地方道湯原用瀬 線を東北方に進み、基点に至る線に	尾際休憩区	昭和四十九年八月 一日から 三十一日まで	九二一 ヘクタール
八頭郡佐治村余戸地内の主要地方 道湯原用瀬線と余戸から岡山県倉見 に通ずる山道八本越線との交差点を 基点とし、同基点から山道八本越線 を南方に進み、鳥取県と岡山県との 境界に至り、同点から鳥取県と岡山 県との境界を西方に進み、辰巳峠に 至り、同峠から主要地方道湯原用瀬 線を東北方に進み、基点に至る線に	八頭郡佐治村余戸地内的主要地方 道湯原用瀬線と余戸から岡山県倉見 に通ずる山道八本越線との交差点を 基点とし、同基点から山道八本越線 を南方に進み、鳥取県と岡山県との 境界に至り、同点から鳥取県と岡山 県との境界を西方に進み、辰巳峠に 至り、同峠から主要地方道湯原用瀬 線を東北方に進み、基点に至る線に	昭和四十六年九月 一日から 三十一日まで	九二二 ヘクタール
八頭郡佐治村余戸地内的主要地方 道湯原用瀬線と余戸から岡山県倉見 に通ずる山道八本越線との交差点を 基点とし、同基点から山道八本越線 を南方に進み、鳥取県と岡山県との 境界に至り、同点から鳥取県と岡山 県との境界を西方に進み、辰巳峠に 至り、同峠から主要地方道湯原用瀬 線を東北方に進み、基点に至る線に	八頭郡佐治村余戸地内的主要地方 道湯原用瀬線と余戸から岡山県倉見 に通ずる山道八本越線との交差点を 基点とし、同基点から山道八本越線 を南方に進み、鳥取県と岡山県との 境界に至り、同点から鳥取県と岡山 県との境界を西方に進み、辰巳峠に 至り、同峠から主要地方道湯原用瀬 線を東北方に進み、基点に至る線に	昭和四十九年八月 一日から 三十一日まで	九二二 ヘクタール

囲まれた一円の地域

駒帰休獵区	八頭郡智頭町中原地内の主要地方道智頭佐用線と林道横瀬線との交差点を基点とし、同基点から林道横瀬線を北東方に進み、同林道の終点に至り、同点から本谷上ノ平官行造林地の西境界線を北東方に進み、国有林との境界に至り、同点から官行造林と国有林との境界を東南に進み、同点から国有林と民有林との境を東方に進み、三角点千三百十九メートルに至り、同点から国有林と民有林との境を西に進み、鳥取県と岡山県との境を南に進み、同点から鳥取県と岡山県との境界を西に進み、志戸坂峠に至り、同峠から主要地方道智頭佐用線を西北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月三十一日まで	昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月一八〇〇ヘクタール
-------	---	--------------------------------	-----------------------------------

下蒜山休獵区

赤崎休獵区	東伯郡赤崎町赤崎地内の山陰本線赤崎踏切を基点とし、同基点から県道赤崎停車場船上山線を南方に進み、町道松林寺今地線を赤崎踏切を基点とし、同基点から県道赤崎停車場船上山線を南方に進み、町道松林寺今地線を南方に進み、町道寺坂線との交差点に至り、同点から町道寺坂線を北東方に進み、町道中峰線に至り、同町道を東方に進み、町道堤頭線に至り、同町道を南東方に進み、赤崎町農免農道との交差点に至り、同点から鳥取県と岡山県との境を基点とし、同基点から国道三百十ニ号を南西方に進み、大狭峠に至り、同峠から鳥取県と岡山県との境を西方に進み、中蒜山に至り、同点から国有林四十九林班と五十林班との境を北東方に進み、民有林との境を西に進み、同点から鳥取県と岡山県との境界を西に進み、志戸坂峠に至り、同峠から主要地方道智頭佐用線を西北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月三十一日まで	昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月一四四二ヘクタール
-------	---	--------------------------------	-----------------------------------

要害山休憩区					
伯所東線との交差点に至り、同点から山陰本線を北西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域					
西伯郡会見町天万地内的一般県道伯太岸本線と溝口天万米子線との交差点を基点とし、同基点から一般県道溝口天万米子線を北東方に進み、会見町市山部落内の同道と一般県道福頬市山伯耆大山停車場線を南方に進み、西伯町馬佐良を経て福頬部落内の同道と一般、県道西伯根雨線との交差点に至り、同点から一般県道西伯根雨線を西北に進み、同道と主要地方道米子石見、新見線との交差点三本木橋に至り、同点から主要地方道、米子石見、新見線を北方に進み伯太岸本線との交差点に至り、同点から一般県道伯太岸本線を北東に進み	昭和四十六年九月一日から三十一日まで	昭和四十九年八月一日から三十一日まで	昭和四十六年九月一日から三十一日まで	昭和四十九年八月一日から三十一日まで	昭和四十六年九月一日から三十一日まで
一四三〇 ヘクタール					
畠池休憩区					
溝口町と日野町との境界に至り、同点から溝口町と日野町との境界を南西に進み、津地峠に至り、同峠から溝口町畠池から日野町津地に通ずる山道畠池津地越線を北方に進み、町道畠池線に至り、同点から町道畠池線を北方に進み、一般県道黒坂溝口線との交差点に至り、同点から一般県道黒坂溝口線を北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十六年九月一日から三十一日まで	昭和四十九年八月一日から三十一日まで	昭和四十六年九月一日から三十一日まで	昭和四十九年八月一日から三十一日まで	昭和四十六年九月一日から三十一日まで
五百 ヘクタール					
金谷山休憩区					
日野郡江府町俣野地内的一般県道上徳山俣野江府線と山道俣野土用越線との交差点を基点とし、同基点から一般県道上徳山俣野江府線を東方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同点から鳥取県と岡山県との境界を南西方に進み金ヶ谷山を経て有林一〇一六林班と一〇一七林班	昭和四十六年九月一日から三十一日まで	昭和四十九年八月一日から三十一日まで	昭和四十六年九月一日から三十一日まで	昭和四十九年八月一日から三十一日まで	昭和四十六年九月一日から三十一日まで
一一〇〇 ヘクタール					

日野郡日南町下萩地内的一般県道

上石見休憩区
道米子石見新見線と町道宗金井原線との交差点を基点とし、同基点から町道滑線を北方に進み、山道滑万戈越線を北西方に進み、山道滑万戈越線を北西方に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同点から鳥取県と島根県との境界を南西方に進み、竜駒峠に至り、同峠から一般県道多里横田線を東方に進み、基点に至る様に囲まれた一円の地域

上石見休憩区

日野郡日南町宗金地内の主要地方
道米子石見新見線と町道宗金井原線との交差点を基点とし、同基点から主要地方道米子石見新見線を南東方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同点から鳥取県と岡山県との境界を西方に進み、一般県道多里神郷線を西方に進み、一般県道猪子原上石見線を西方に進み、一般県道猪子原上石見停車場線との交差点に至り、同点から一般県道猪子原上石見停車場線を北東方に進み、町道宗金井原線との交差点に至り、同点から一般県道猪子原上石見停車場線を北東方に進み、起点から町道宗金井原線を東方に進み、起點に至る線に囲まれた一円の地域

昭和四十六年九月一日から 八三〇

昭和四十九年八月一日から 八九〇

ヘクタール 三十一日まで

上萩山休憩区

多里横田線と町道滑線との交差点を基点とし、同基点から町道滑線を北方に進み、山道滑万戈越線を北西方に進み、山道滑万戈越線を北西方に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同点から鳥取県と島根県との境界を南西方に進み、竜駒峠に至り、同峠から一般県道多里横田線を東方に進み、基点に至る様に囲まれた一円の地域

昭和四十六年九月一日から 八九〇

昭和四十九年八月ヘクタール 三十一日まで